

全国市長会関東支部提出要望

令和2年4月28日

千葉県市長会

目 次

第1	都市行財政の充実強化について	3
1	洋上風力発電施設の整備促進について.....	3
2	地域の実情を反映した地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて.....	3
3	令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨等の災害に対する支援の強化について.....	4
4	ホームドアの整備による転落防止対策の促進について.....	6
5	新たな過疎対策法の制定について.....	6
6	定住自立圏構想における中心市の人口要件の緩和について.....	7
7	国策による制度や事業に係る財政負担の是正について.....	7
第2	保健福祉行政の充実強化について	8
1	「公立病院」及び「公的病院等に対する運営助成」における財政措置等について.....	8
2	地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条）の国の補助金の見直しについて.....	8
3	幼児教育・保育の無償化に係る財政支援について.....	9
4	市町村による公立病院の経営の安定化及び地域医療の充実強化に向けた取組に対する財政負担について.....	9
5	児童相談所の整備、運営に関する財源拡充について.....	10
6	国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減について.....	10
7	生活保護費の一時扶助における家具什器費の見直しについて...	11
8	国による子どもの医療費助成制度の確立について.....	11
9	保育所等の公定価格に係る賃借料加算の適用範囲の変更について.....	11
第3	生活環境行政の充実強化について	13
1	運転免許証に係る自主返納者の増加に向けた取組に対する支援について.....	13

第4	都市基盤の整備促進について	14
1	海岸保全施設の早期整備について.....	14
2	東京湾アクアラインの交通円滑化に向けた取組について.....	14
3	北千葉道路の早期事業化について.....	15
4	令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年 10月25日の大雨等の災害に対する支援の強化について.....	15
5	国道51号の整備について.....	16
6	土地区画整理事業における国庫補助金などの財源確保に ついて.....	16
7	都市機能維持に対する財政支援の充実について.....	17
8	市民の移動手段の確保維持支援について.....	17
第5	教育文化行政の充実強化について	19
1	公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の 拡充について.....	19

第 1 都市行財政の充実強化について

都市行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 洋上風力発電施設の整備促進について

再生可能エネルギーの主力電源化への取組が進められている中、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）」に基づき、洋上風力発電設備の円滑な導入を目指し、千葉県のパシフィック沿岸でも銚子市沖の海域において整備が検討されている。

国のエネルギー政策に呼応し、洋上風力発電設備の立地に伴う環境整備に取り組む自治体は、大きな財政負担とともに港湾などの整備の必要性が生じている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 再エネ海域利用法に基づき整備される洋上風力発電設備の固定資産税（償却資産）について、地方交付税算定上の基準税率を引き下げる
- (2) 洋上風力発電設備の設置及び維持管理（運転管理）に必要な港湾の事業拡大、機能分担も視野に入れた整備を行うこと。

2 地域の実情を反映した地域手当の支給割合の指定に係る見直しについて

平成26年人事院勧告において、地域手当の見直しが行われたが、近隣自治体間における支給割合については、同一生活圏、かつ、社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。

地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣自治体との格差は、多岐の分野において人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。

また、地方交付税に係る普通態容補正の算定基準にもなっているため、行政運営にも影響を及ぼし、さらに、地域手当の指定外の市町村においては、優秀な職員が都市部へ流れ、住民サービスの低下を招いてしまうことから、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合の決定に当たっては、算定基礎に物価や住民の所得水準の要素を十分反映させること。
- (2) 支給割合の見直し時期は10年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を改正すること。
- (3) 近隣自治体間の支給割合に大きな格差が生じ、また、市職員をはじめ多岐にわたる分野の人材確保に深刻な影響を及ぼしているなど、特段の事情がある場合には、支給割合に係る任意の調整を認めること。

3 令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨等の災害に対する支援の強化について

大規模災害の発災は、被災者救助から復旧・復興まで、多大な財政負担が発生することから、市町村の行財政運営に支障が生じることとなる。

特に、令和元年においては房総半島台風や東日本台風、10月25日の大雨により、多数の住家被害や長期停電、また、河川、道路、農地、農林水産施設等への甚大な被害が発生し、さらに農林水産業、商工業、観光業などの産業面にも深刻な影響を及ぼした。

一方、災害時の避難所運営においても、福祉避難所として民間の介護施設を利用した際に提供される介護サービスは、介護保険法で適用するサービスに該当しないため、施設側は、同法に基づくサービス費用の請求ができない。

そのため、福祉避難所として対応できる民間施設は少数になると見込まれる。

また、市町村が自己負担相当額を負担し、介護保険法適用のサービスを提供してもらった場合は、市町村は災害救助法に基づく求償が出来なくなり、費用を負担することとなる。

このように災害に関する様々な課題を解決するため、さらに、近年の異常気象に伴う大災害への備えの面からも、今後、強力な施策の推進や総合的な支援が必要となる。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 災害復旧事業に係る地方債については、その元利償還金に交付税措置がなされるが、地方交付税不交付団体は、実質的にその補てんを受けることができないため、交付・不交付にかかわらず、当該地方債の元利償還金に対する新たな補助制度の創設や特別交付税措置等について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 福祉避難所の開設・運営に係る費用について限度額を引き上げるか、介護保険法の適用により、自治体が負担している自己負担金相当額についても求償できるよう制度の改善を図ること。
- (3) 特別交付税について、支給総額の確保及び特例による支給率の拡大を図ること。
- (4) 特別交付税の交付時期について、概算交付や細分化などにより早期に交付すること。
- (5) 令和2年度までとなっている緊急防災・減災事業債期間の延長や恒久化を図ること。
- (6) 緊急防災・減災事業債の元利償還金に対する交付税措置の充実や対象事業の拡大を図ること。
- (7) 社会インフラの復旧経費など災害救助法の適用とならない経費について、特別交付税として措置すること。
- (8) 被災自治体において生じる応急対策や被災者の救援、復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、市町村の財政力による格差に関わらず、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、必要かつ十分な財政支援を行うこと。

- (9) 利根川や江戸川等の大規模河川が氾濫した場合には、河川に隣接する多くの自治体が被災し、さらに人口密集地の場合は、数十万人を超える市民に広域避難が必要となるため、早急な広域避難計画の策定について支援すること。

4 ホームドアの整備による転落防止対策の促進について

国では、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に則り、鉄道駅ホームからの転落防止対策を深化するため、令和2年度の設置数約800駅を目標に掲げ、現在、1日当たり平均利用者数10万人以上の鉄道駅を優先的に整備を進めているが、バリアフリー法改正により、更なるバリアフリー化の進展が期待されているところである。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) ホームドア整備を一層推進するため、1日当たり平均利用者数10万人以上とされている補助要件を緩和すること。
- (2) 鉄道事業者への財政支援をするために必要な予算の拡充を図ること。

5 新たな過疎対策法の制定について

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月で失効するため、その後の過疎対策のあり方が検討されている。

現行法は過疎要件に合致した市町村に加え、合併市町村に対しみなし過疎、一部過疎の制度を設けて支援対象としており、県内においても合併前の天津小湊町の区域が一部過疎となっている。

現在、過疎問題懇談会では対象地域の単位や指定に係る指標等のあり方のほか、みなし過疎や一部過疎の廃止等も議論されている。

少子高齢化、人口減少が続く地方において合併後の一体的な地域活性化に取り組むためには、過疎対策制度による支援が必要である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 新たな過疎対策法でもみなし過疎、一部過疎の特例制度を存続し、現行過疎地域を引き続き対象地域とすること。
- (2) 指定要件の緩和や対象事業の拡充等、幅広い支援を有する法整備を進めること。

6 定住自立圏構想における中心市の人口要件の緩和について

日本の人口は今後益々急速に減少し、少子化・高齢化の進行が見込まれ、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招きかねない状況である。

特に地方においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれ、地域住民のいのちと暮らしを守るためには、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する定住自立圏が必要となる。

については、定住自立圏構想において、中心市の人口要件を3万人程度に緩和すること。

7 国策による制度や事業に係る財政負担の是正について

地方交付税による財源保障が行われる幼児教育の無償化をはじめとした国策による制度や事業は、不交付団体に対して財源補てんがないことから、一般財源を圧迫している。

また、ふるさと納税制度は住民税が減収した場合、地方交付税により補てんされるが、不交付団体に対しては、財源補てんがなされず、税の減収が深刻な問題となっていることに加え、本来、地方創生を目的とした財源を自治体の住民税から捻出する仕組みが不適切である。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 国策により実施しなければならない制度や事業においては、地方交付税の交付・不交付にかかわらず国の責任において必要な財源を措置すること。
- (2) ふるさと納税の住民税からの寄附控除部分について、国税（所得税）からの控除とすること。

第2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 「公立病院」及び「公的病院等に対する運営助成」における財政措置等について

救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院では、将来にわたって安定的な経営を求められているが、非常に厳しい経営を強いられ、市町村の負担は大きなものとなっている。

さらに、地域で必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等に対し、地方公共団体が助成を行った場合に、公立病院に準じた特別交付税が措置されているが、この場合、特別交付税の配分内訳が明確に示されないため、新規対象項目等が追加された場合でも、新規配分額が分かりにくい。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 公立病院の運営費に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 特別交付税における「公的病院等に対する運営助成」について、全項目の配分額を明示すること。
- (3) 「公的病院等に対する運営助成」のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税から補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。

2 地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条）の国の補助金の見直しについて

地域生活支援事業は、国の地域生活支援事業実施要綱に定められ、さらに、同事業の補助金交付要綱において、国の補助率は、市町村が支出する事業費に対して50%以内と定められている。

しかし、国の予算の範囲内での配分となることから、平成30年度の補助額は、28.13%の補助率となっており、29年度、28年度においても30%程度となっている。

については、「障がい者の移動支援」や「相談事業」など、国が示す必須事業は、障がいのある方の生活にとって重要な事業であることから、持続可能な事業とするため、市町村の財源負担を軽減するよう国の補助額を引き上げること。

3 幼児教育・保育の無償化に係る国の財政負担について

令和元年10月1日に実施された幼児教育・保育の無償化に要する経費については、初年度に要する経費の全額を国が負担しているが、令和2年度以降は、地方交付税の算定において考慮されることとなっている。

しかしながら、地方交付税不交付団体については、公立保育所の運営の主たる歳入である保育料の一部が無償化の実施によって確保できなくなってしまうため、新たな財政負担が生じることとなる。

については、幼児教育・保育の無償化は、全国すべての地方公共団体において統一的に実施されるべき施策であるため、その実施に要する経費は、地方交付税の交付、不交付に関わらず、すべての地方自治体に対し国費での補てん等、適切な財政措置を講じること。

4 市町村による地域医療の充実強化に向けた取組に対する財政支援について

地域の中核病院として、広域的に救急医療や高度医療などを提供し、救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院については、都道府県による保健医療計画の達成に向け、将来にわたって安定的な経営を求められているが、非常に厳しい経営を強いられており、市町村の負担は大きなものとなっている。

また、市町村においては、運営費負担とは別に、地域医療の充実強化に向けた医療人材の確保に係る独自の取組も行われるなど、病院経営に係る負担は、増加の一途をたどっている。

については、市町村において行われている看護職員の確保のための奨学金（給付及び貸与）制度に要する経費に対し、財政措置を講じること。

5 児童相談所の整備、運営に関する財源拡充について

児童相談所や市町村の児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっていることから、国、都道府県、市町村が一丸となって児童虐待の未然防止や児童虐待の対応に取り組む必要がある。

今後、悲惨な虐待事件を起こさないためには新たな児童相談所を設置する等、体制強化が重要である。

そのため、児童相談所に配置される専門職職員の人材育成には、開所前に専門的な知識や技術が習得できるよう、児童相談所設置団体に職員の事前派遣を行うことが不可欠となる。

については、新たな児童相談所の設置に向けた準備経費に関する財源の確保を図るために、児童相談所の開所までの期間に正規職員を雇用した場合の人件費についても財源を措置すること。

6 国民健康保険における子どもに係る均等割額の免除及び軽減について

平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化などの措置が講じられてきているが、実施に当たっては、子どもに係る均等割保険税（料）の軽減措置の導入が検討課題となっている。

国民健康保険の均等割額は、被保険者一人ひとりにかかるものであり、子どもが多い世帯ほど保険税（料）負担が重くなる仕組みとなっている。

これは、様々な子育て支援策を講じている国及び地方の政策とも相入れないものである。

については、子育て支援の観点から国民健康保険における子どもに係る均等割額について、国の負担による免除及び軽減する支援制度を創設すること。

7 生活保護費の一時扶助における家具什器費の見直しについて

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、厚生労働省は、冷房器具の購入に必要な経費の支給を平成30年4月1日以降、新規に生活保護受給を開始した被保護世帯についてのみ認めることとしたため、平成30年3月31日以前からの被保護世帯と平成30年4月1日以降の被保護世帯の一時扶助の支給要件に差が生じている。

については、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

- (1) 平成30年3月31日以前からの被保護世帯についても、冷房器具の購入経費の支給を認めること。
- (2) 夏季加算を新設すること。

8 国による子どもの医療費助成制度の確立について

子ども医療費助成制度は、現在、各都道府県の制度のもと、市町村が独自の上乗せ補助を実施して、子育て世代の経済的負担の軽減、子育て環境の充実を図っているが、各市町村の財政状況等によって、対象となる年齢（学年）や窓口における自己負担金、所得制限の有無等について地域間で格差が生じている。

人口減少や少子高齢化がより一層進展すると見込まれている中、少子化対策は国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

については、国において、現物支給による全国一律の子ども医療費助成制度を確立し、国と地方が一体となった子育て支援の推進を図ること。

9 保育所等の公定価格に係る賃借料加算の適用範囲の変更について

保育所等の賃借料加算の要件は、「施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること」とされており、自己所有の本園とは別に建物の賃借による分園を有する事業者は、分園の面積が本園の面積よりも小さいことが多く、概ね当該加算の適用外となり、運営に影響を及ぼしている。

については、保育園等の賃借料加算の適用範囲について、「分園の場合は当該分園の延べ面積の50%以上であること」などの要件緩和を行うこと。

第3 生活環境行政の充実強化について

生活環境行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 運転免許証に係る自主返納者の増加に向けた取組に対する支援について

近年、高齢ドライバーの事故が急増する中、全国自治体においては、免許証の自主返納を促進するため、様々な取組が実施されているが、自治体の自主財源による取組が基本となっている。

また、運転経歴証明書所持者に対する優遇制度として、一部民間事業者（ノーカーアシスト優待証等）では、自主的に割引制度を展開するなど、運転免許証の自主返納に対し、自治体や民間企業において様々な取組が実施されているところである。

については、各団体の取組を支援し、同制度の更なる促進を図るため、次の事項について、適切な措置を講じること。

- (1) 免許証返納の促進に係る事業は、今後も永続的に実施していく事業であるため、永続的な財政支援を行うこと。
- (2) 全ての公共交通で割引や優遇制度が、自主事業として展開できるよう民間事業者への直接的な支援や優遇制度実施が義務化されるような法整備を行うこと。

第4 都市基盤の整備促進について

都市基盤の整備促進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 海岸保全施設の早期整備について

平成23年3月の東日本大震災では、船橋市の臨海部において液状化、護岸の倒壊等の被害が発生した。

この地域の海岸保全施設の多くは、設置から50年以上が経過し、老朽化による劣化等が進んでいる。

また、この水門や排水機場を含む海岸保全施設は未耐震の状態のものもある。

このような中、今後発生が予想されている巨大な首都直下地震や南海トラフ地震とともに、それらに伴う津波対策、さらには被害が甚大化している台風に伴う高潮対策の必要性がこれまで以上に高まっており、内陸部への浸水を防ぐには、水門等の海岸保全施設が有事においても的確に機能することが重要である。

については、現在、国の直轄事業の導入が検討されている海岸保全施設の整備改修を早急に実施すること。

2 東京湾アクアラインの交通円滑化に向けた取組について

東京湾アクアラインは圏央道の開通や料金引き下げ継続の効果により、首都圏全体の観光業などに大きな経済効果をもたらしている。

一方、週末には対岸や周辺から訪れる車両の増加に伴い、東京湾アクアライン本線の渋滞の影響から、深刻な交通渋滞が発生しており、高速バスの定時性が確保できないなどの支障が生じ南房総地区の観光業にも影響を与えている。

については、アクアライン千葉県側で発生している渋滞の緩和対策として、東京湾岸道路の整備を促進し、東京湾アクアラインを含む交通ネットワークを強化すること。

3 北千葉道路の早期事業化について

北千葉道路は、首都圏北部と成田国際空港を最短で結ぶ新たなアクセスルートとして、国際競争力の強化、緊急輸送路としての役割、沿線地域の慢性的な交通混雑の解消等様々な効果が期待されている重要な道路である。

現在、市川市から船橋市区間約15キロメートルについて、県による事業化に向けた都市計画及び環境アセスメントの手続きが進められており、令和元年9月には、概略計画に基づく都市計画案の概要が示されるとともに、地元住民への説明会も開催され、地元の機運も盛り上がりつつある。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 都市計画及び環境アセスメントの手続きを速やかに進められるようにすること。
- (2) 早期全線開通の実現に向け直轄事業として事業化すること。
- (3) 道路利用者が利用しやすい道路形態とすること。

4 令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨等の災害に対する支援の強化について

大規模災害の発災は、被災者救助から復旧・復興まで、多大な財政負担が発生することから、市町村の行財政運営に支障が生じることとなる。

特に、令和元年は、房総半島台風や東日本台風、10月25日の大雨により、多数の住家被害や長期停電、また、河川、道路、農地、農林水産施設等への甚大な被害が発生し、さらに農林水産業、商工業、観光業などの産業面にも深刻な影響を及ぼした。

そのため、ハード・ソフト両面からの様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

については、防災・減災対策の充実強化に向け、次の事項について措置を講じること。

- (1) 内水対策は国の補助制度が十分でないため、事業に要する経費の確保が出来ず、集中的に対策を講じることが困難であることから、内水対策に係る補助金等の制度を早急に構築すること。

- (2) 一級河川の鹿島川については、近年、豪雨等の発生頻度が高まっていることから、国による早期の河川氾濫の対策を講じること。
- (3) 大型で強い台風による暴風などに備え、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について取り組むこと。
- (4) ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込み等の情報について、国、ライフライン事業者、地方自治体が共有し、今後の復旧対応策について連携して対策が講じられるようにするとともに、指定公共機関に対し、適正な情報提供をするよう指導すること。
- (5) 国において管理する大規模河川について、大雨や高潮による災害を未然に防ぐため、堤防や排水機場の整備強化、河道掘削などを推進するとともに、流下能力の拡充などの河川改良の実施や洪水を流域で分担することの検討を進めるなど、総合的な治水対策を図ること。

5 国道51号の整備について

国道51号は、佐倉市区間において2車線であることから神門交差点等において慢性的で著しい交通渋滞を引き起こしており、歩道整備の遅れから地域住民の安全な歩行にも支障をしている。

また、現在のこのような交通状況では、大規模災害等の有事に備える国土強靱化への対応として不十分であり、被害の縮小と迅速な復旧を妨げる恐れがある。

については、国道51号の佐倉市区間のうち坂戸交差点より東側の4車線化と歩道整備について早期に事業化すること。

6 土地区画整理事業における国庫補助金などの財源確保について

少子高齢化の進行と人口減少社会の到来に対応した持続可能なまちづくりを進めていくためには、立地適正化計画等において拠点とネットワークによるコンパクトな都市構造を明らかにし、確実にその実現を図っていくことが必要である。

土地区画整理事業は、都市基盤が計画的に整備改善され、生活利便施設の適正配置や、その徒歩圏に良好な居住環境が創出できるなど、必要な都市機能を集約させた拠点を形成するうえで、有効な事業手法となっている。

については、土地区画整理事業を着実に進めるため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 土地区画整理事業について、関係機関との協議が円滑に進められるよう、必要な助言や支援、連絡調整等を実施すること。
- (2) 特に組合施行の土地区画整理事業について、着実かつ安定的に事業を進めるため、国庫補助金などの財政支援を講じること。

7 都市機能維持に対する財政支援の充実について

住宅ストックの質や住環境の向上、道路整備事業、さらに公共施設の適正管理は、少子高齢化・人口減少下におけるまちづくりに必要であり、国土の均衡ある発展等に欠かせない社会インフラである。

については、豊かな住生活の実現や安心安全なまちづくりに向けて、必要な予算を安定的に確保するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 社会資本整備総合交付金の要望額を満額交付とすること。
- (2) 公共施設の老朽化対策について、現在財政支援の対象外となっている公共施設に係る補助金制度を創設すること。

8 市民の移動手段の確保維持支援について

今後、人口減少社会の中で、住民の生活を維持していくうえで地域の公共交通の確保維持は必要不可欠であり、地方創生の面でも安定した地域生活の維持や定住人口確保に向け重要度が高まっている。

しかし、人口減少等に伴い公共交通の利用者は減少傾向であり、公共交通の確保維持は困難な状態にあるが、地域の実情に応じた持続可能な旅客運送サービスの提供が求められている。

については、移動手段の各種補助要件等について、地域の実情についても考慮し、充実を図るとともに補助予算額を増額すること。

第5 教育文化行政の充実強化について

教育文化行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の拡充について

地方において、人口減少、少子高齢化が進む一方、公共インフラの整備を背景に年少人口の増加が続いている地域もある。

このような地域では、校舎の新設や既存校舎の増築によって、対応しているところである。

また、老朽化が深刻な学校施設も多く、その建替えや被災時の避難所となる体育館への空調設備等の設置などは、多大な財政負担が生じることとなる。

については、自治体が公立小中学校施設の新増築対策及び屋内運動場への空調設備設置整備を計画的に推進できるよう、公立学校整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の対象範囲及び充当金額を拡充すること。